

(別添書類第4号) 物件に関する調書

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、「大深度法」という。）第14条第2項第5号に掲げる「前条の規定により作成した調書」である。

事業区域に係る土地及び建物の所有者又は管理者に対して、事業区域内の物件の有無について、平成27年11月～平成30年1月に訪問、郵送、電話等により調査を実施した。

訪問若しくは郵送を複数回実施しても応答がなかった場合、又は調査実施が著しく困難な場合には、登記簿の閲覧、周辺住民への照会、近隣地からの観察等により調査を実施した。

また、公共用地（道路、河川、公園、自治体所有地、鉄道）についても、現地の観察により井戸その他の物件がないことを確認した。

調査の結果、事業区域に5件の井戸があることが判明した。当該井戸について、大深度法第13条に掲げる事項を記載した調書を添付する。

調 書

物件の番号：井戸（１）

（１）物件がある土地の所在及び地番

東京都町田市真光寺町字十二号 1 2 8 2 番 1

（２）物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量

井戸（全長 1 0 0 m 程度、口径 1 0 0 mm 程度） 1 本

（３）（２）に係る損失の補償の見積りの額

● [redacted] 円

[redacted] [redacted] 円

（内訳）

[redacted] [redacted] 円 × 1 本

[redacted] [redacted] 円 × 1 本

[redacted]
[redacted]

（４）物件の所有者の氏名及び住所

住 所 [redacted]

氏 名 [redacted]

（５）所有権以外の権利の種類及び内容

なし

（６）（５）に係る損失の補償の見積りの額

なし

（７）所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所

なし

物件の番号：井戸（3）

（1）物件がある土地の所在及び地番

東京都町田市小野路町字万松寺谷338番1

（2）物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量

井戸（全長100m程度、口径200mm程度）1本

（3）（2）に係る損失の補償の見積りの額

● [redacted] 円

[redacted] [redacted] 円

（内訳）

[redacted] [redacted] 円×1本

[redacted] [redacted] 円×1本

[redacted]
[redacted]

（4）物件の所有者の氏名及び住所

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

（5）所有権以外の権利の種類及び内容

なし

（6）（5）に係る損失の補償の見積りの額

なし

（7）所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所

なし

物件の番号：井戸（５）

（１）物件がある土地の所在及び地番
愛知県春日井市王子町１番

（２）物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量
井戸（全長１９５ｍ程度、口径３００ｍｍ程度）１本

（３）（２）に係る損失の補償の見積りの額

● [redacted] 円

[redacted] [redacted] 円

（内訳）

[redacted] [redacted] 円×１本

[redacted] [redacted] 円×１本

[redacted]
[redacted]

（４）物件の所有者の氏名及び住所

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

（５）所有権以外の権利の種類及び内容

なし

（６）（５）に係る損失の補償の見積りの額

なし

（７）所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所

なし

物件の合計数量 5件

上記のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第13条の規定によって調書を作成する。

平成30年3月20日

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英